

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加藤 一邦

鯖江市監査委員 帰山 明朗

### 公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- |         |  |
|---------|--|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査   |
| 2 監査の対象 | (1)公の施設 鯖江市文化センター<br>(2)指定管理者 特定非営利活動法人 カルチャーネットさばえ<br>(3)施設の所管課 教育委員会文化課              |
| 3 監査の期日 | 調査期間 令和4年9月28日から令和4年10月13日まで<br>監査委員による監査期日 令和4年10月13日(木)                              |
| 4 監査の範囲 | 令和3年度における公の施設の管理に係る施設の管理に係る出納およびその他の事務の執行状況  |
| 5 監査の方法 | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。 |

監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 6 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。  
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。  
 (3)利用促進のための努力はされているか。  
 (4)経費の縮減は図られているか。  
 (5)施設管理に係る会計経理は適正に行われているか。  
 (6)施設管理に係る各種規程は整備されているか。  
 (7)利用促進および利用者サービスの向上に努めているか。

## 第2 監査対象の概要

### 1 施設の概要

施設名	鯖江市文化センター
所在地	鯖江市東鯖江3丁目7番1号
竣工時期・面積等	昭和54年3月建築、令和3年2月改修、令和3年4月開館 敷地面積 6,400㎡ 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階 建築面積 2,900.98㎡、延床面積 5,871.82㎡
指定管理開始日	平成18年4月1日
指定管理選定方法	公募

### 2 指定管理者の概要

名称	特定非営利活動法人 カルチャーネットさばえ
代表者	理事長 廣比 知徳
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日(4期目:5年間)
指定管理料	指定期間総額 262,500,000円 以内 令和3年度 48,826,350円(決算)

### 3 利用状況

#### 鯖江市文化センター利用状況(件数)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度	53	37	83	86	31	64	130	107	104	96	101	88	980
令和4年度	93	88	113	135	119	-	-	-	-	-	-	-	548

※令和4年度の数値は、令和4年8月末現在

## 4 収支決算書

## 令和3年度 鯖江市文化センター収支決算書

〔収入〕

(単位:円)

項目	予算額	決算額	対予算増減額	内 訳
収入計(A)	69,515,000	64,993,307	4,521,693	
指定管理料	52,500,000	48,826,350	3,673,650	
指定管理料(未執行)	0	3,673,650	△ 3,673,650	Xmasコンサート、柄本明ひとり芝居
施設運営収入	7,400,000	5,931,040	1,468,960	会場使用料等
自主事業収入	9,615,000	6,562,267	3,052,733	企画事業入場料等

〔支出〕

(単位:円)

項目	予算額	決算額	対予算増減額	内 訳
支出計(B)	69,515,000	59,309,231	10,205,769	
人件費	16,300,000	15,330,935	969,065	職員4名、理事2名
事務費	34,820,000	32,665,508	2,154,492	
・旅費交通費	150,000	187,210	△ 37,210	駐車料、社用車燃料費等
・消耗品費	800,000	891,623	△ 91,623	事務用品等
・印刷製本費	450,000	489,426	△ 39,426	帳票等印刷費
・光熱水費	11,000,000	8,972,215	2,027,785	電気・水道代・LPガス
・修繕費	200,000	844,360	△ 644,360	小規模修繕費用
・通信運搬費	300,000	366,174	△ 66,174	電話料、郵便料
・保険料	200,000	198,270	1,730	施設賠償責任保険、動産保険
・委託料	19,200,000	18,993,180	206,820	施設管理・機器保守点検費
・使用料・賃借料	400,000	184,404	215,596	マットリース、コピー機等
・備品購入費	300,000	443,490	△ 143,490	
・その他	1,820,000	1,095,156	724,844	報償費、手数料、諸会費
事業費	16,395,000	11,211,988	5,183,012	
・鑑賞型事業	14,545,000	9,991,667	4,553,333	鑑賞事業4
・参加・育成型事業	1,400,000	880,056	519,944	参加型事業3、育成型事業2
・広報事業	450,000	340,265	109,735	会報誌発行、ホームページ管理
その他	2,000,000	100,800	1,899,200	
・租税公課	2,000,000	100,800	1,899,200	法人税等
・その他	0	0	0	

当期 収入計(A) - 支出計(B)	0	5,684,076	△ 5,684,076	4/1~3/31までの収支
市への戻入額	0	3,673,000	△ 3,673,000	指定管理料(未執行)
戻入後の差益	0	2,011,076	△ 2,011,076	

### 第3 監査の結果

文化センターの指定管理者の事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されており、重大な問題点は見受けられなかった。

なお、一部改善を要する下記の事項については、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

#### 1 指摘事項

##### 【指定管理者・所管課】

##### (1) 施設の維持管理について

基本協定書の基礎となる施設の管理仕様について、仕様書と実際の施設管理の内容について若干の齟齬が見られた。指定管理料の積算基礎にも影響するので、所管課と十分に協議したうえで必要でない業務があれば仕様書から削除し、実施が必要な業務については仕様書に掲載するなどして、管理実態に沿った適正な内容とすること。

##### (2) 備品の管理について

基本協定書上の備品リストと文化センターの備品台帳、法人が購入している備品等を、管理している備品と整理・突合し、遺漏のないよう管理されたい。

##### (3) AEDの管理について

AEDの2台のうち、事務所に設置されている1台は、平成22年に購入したもので、すでに12年が経過しており、メーカー推奨の耐用年数を過ぎている。いざという時に問題なく使用出来るように更新等を検討されたい。また、日常点検している結果を記録して、今後も点検忘れを防止し、消耗品の定期的な交換が適切に行われるよう管理されたい。

#### 2 意見

##### 【指定管理者・所管課】

##### (1) 施設内設備の修繕について

大規模修繕の直後にもかかわらず、指定管理者にて計画を超えた修繕費を執行している。竣工から43年余りが経過した施設であり、日ごろから施設利用の安全性を確保するため、所管課と指定管理者でモニタリングの際等に修繕を要する箇所を点検・確認し、計画的に予算を見積もること。

(2) 指定管理料の算定について

市民に低廉な文化事業を提供するため、個々の事業は赤字で計画され運営されているが、指定管理者である特定非営利法人 カルチャーネットさばえの法人側の決算では、指定管理業務の収支差額が剰余金として累積している。企画事業等を増やすなどして指定管理料の適正化に努めること。

**【指定管理者】**

(1) 避難誘導體制の見直しについて

実際に災害等が起きた場合に、適切な対応をとれるようマニュアルを点検し、役割分担どおりに安全かつ迅速に避難誘導がとれるよう体制を見直すこと。